

# 調査結果の概要

## 第1章 訴訟の係属状況

### 1. 係争中の都市数及び事件数

平成15年3月31日現在で訴訟事件（調停事件等を除く）を抱えている都市は、全国698市（23特別区を含む）のうち397市（前年度比22市増）で、全体の56.9%の都市が何らかの訴訟事件を抱えている。

これを事件別にみると、行政事件を抱えている都市は233市（前年度比3市増）で、全都市の33.4%となっている。また、民事事件を抱えている都市は331市（同27市増）で、全都市の47.4%となっている。事件総数は、調査開始以来最高の2,417件であり内訳は表1のとおりである。

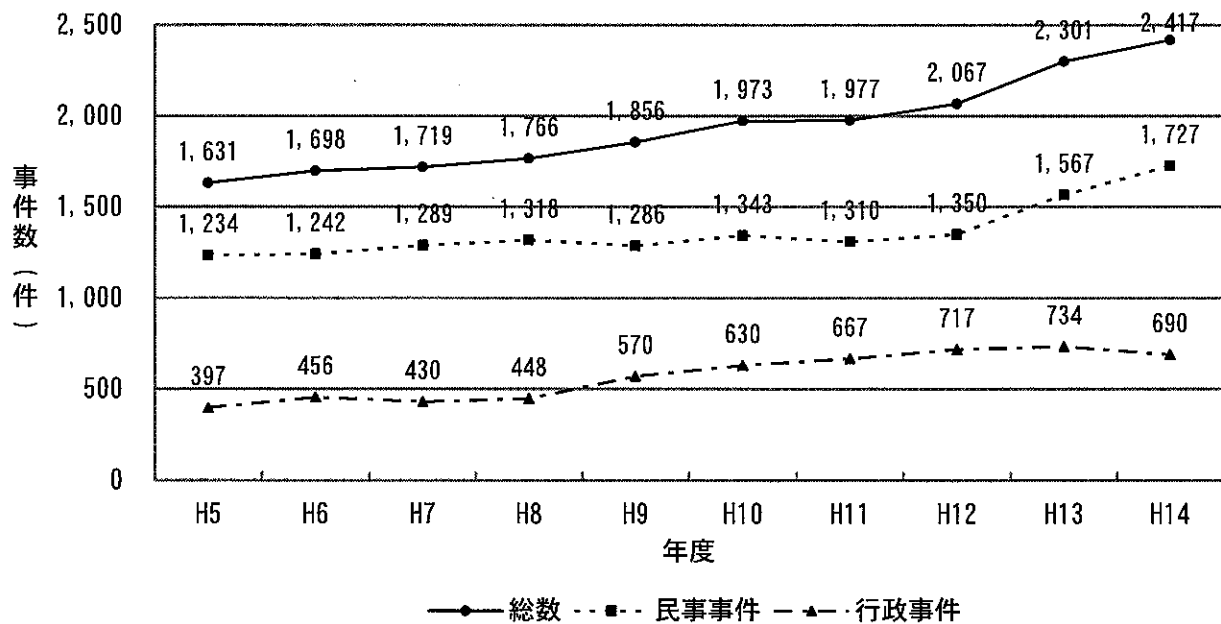
表1 平成14年度の各都市の抱える訴訟事件数

事件種別	全事件数	該当1市平均	全国698市平均
行政事件	690件(▲44)	3.0件(▲0.2)	1.0件(▲0.1)
住民訴訟(内数)	300件(▲30)	2.0件(▲0.4)	0.4件(▲0.1)
民事事件	1,727件(160)	5.2件(0)	2.5件(0.2)
合計	2,417件(116)	6.1件(0)	3.5件(0.2)

※( )は対前年度増減を示す

### (1) 事件数の推移

過去10年間の事件数の推移は第1図のとおりである。



第1図 過去10年間の事件数の推移 (H12以降は東京23特別区を含む)

## (2) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

都市の総数に占める係争中の都市数の比率は、全体としては56.9%（前年度比2.9%増）であり、人口段階別にみると、人口段階の上位ほど係争中の都市の比率が高く、人口25万人以上の都市では9割以上の都市が訴訟事件を抱えている。

また、該当市1市当たりの事件数も人口段階の上位ほど多くなっており、政令指定都市の1市平均事件数は65.2件であり、人口100万人当たりの事件数も40.9件と他の人口段階と比べて高い数値を示している。なお、都市別事件数上位10市のうち6市が政令指定都市である。（資料第1表、第2表参照）

## (3) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

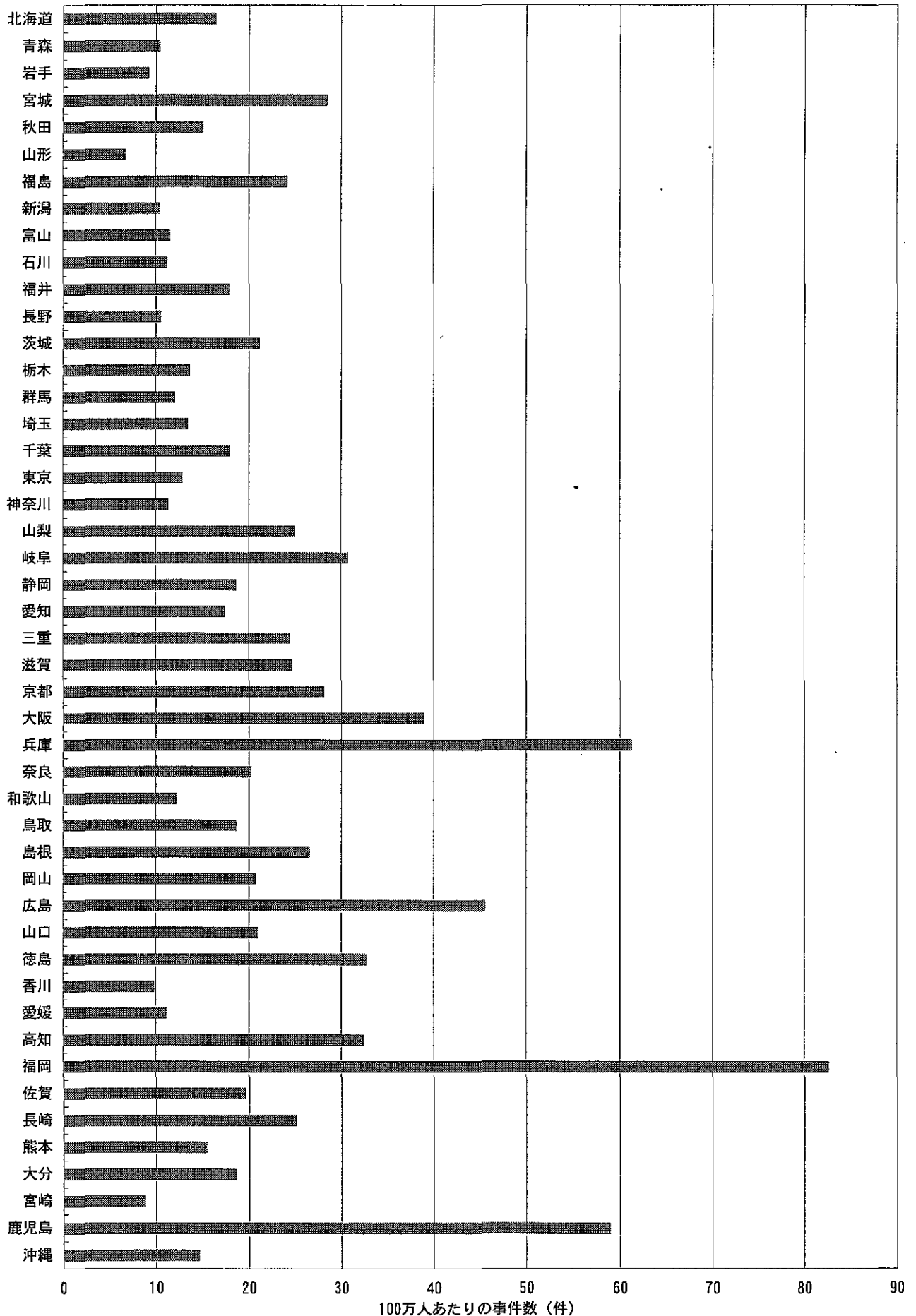
係争中の都市数の全都市数に対する比率は56.9%であり、ブロック別にみると、前年と同様で近畿の75.0%が最も高く、次いで関東の63.4%、北海道の61.8%、中国の59.2%の順で全国平均を上回っており、また、東北の38.1%が最も低く、次いで北信越41.0%、四国及び九州48.4%、東海57.0%の順となっている。訴訟を抱えている市の割合の高い都道府県と低い都道府県の状況は、表2のとおりである。

表2 訴訟を抱えている市の割合（都道府県別）

割合が高い都道府県		割合が低い都道府県	
徳島県	100%	鹿児島県	21.4%
大阪府	87.9%	山梨県	28.6%
兵庫県	81.8%	新潟県	30.0%

次に、係争中の事件数を人口100万人当たりで見ると、全国平均は24.0件となっている。ブロック別では、九州46.5件、近畿40.8件、中国31.0件が全国平均以上となっており、西日本を中心に多くなっている。また、北信越の11.5件が最も少なく、以下関東13.9件、北海道16.4件、東北17.6件、四国18.6件、東海20.0件となっている。これを都道府県別にみると第2図のとおりである。

（資料第3表、第4表参照）



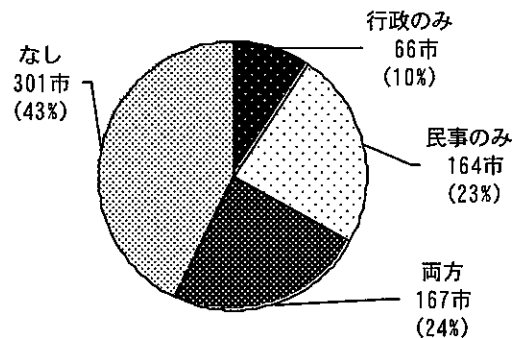
第2図 市が抱えている訴訟の人口100万人あたりの事件数（都道府県別）

#### (4) 事件別の都市数の状況

係属中の事件を抱えている都市(397市)のうち、行政事件を抱えている都市が233市、民事事件を抱えている都市が331市となっているが、このうち、それぞれの抱えている事件別の都市数をみると第3図のとおりとなっている。

全都市並びに該当市に対する割合をみると、全都市に対する割合は、行政・民事の両事件を抱えている都市の割合が高く、全都市の約4分の1となっている。

また、何らかの事件を抱えている都市では、42.0%が行政・民事の両事件を、41.3%が民事事件のみを抱えている。



第3図 各都市の抱える訴訟事件の状況

これを人口段階別にみると、政令指

定都市では、13市すべてが行政・民事の両事件を抱えており、人口50万人以上100万人未満の都市でも、17市中11市で行政・民事の両事件を抱えている。このように人口の多い都市では行政・民事の両事件を抱えている割合が高くなっている。

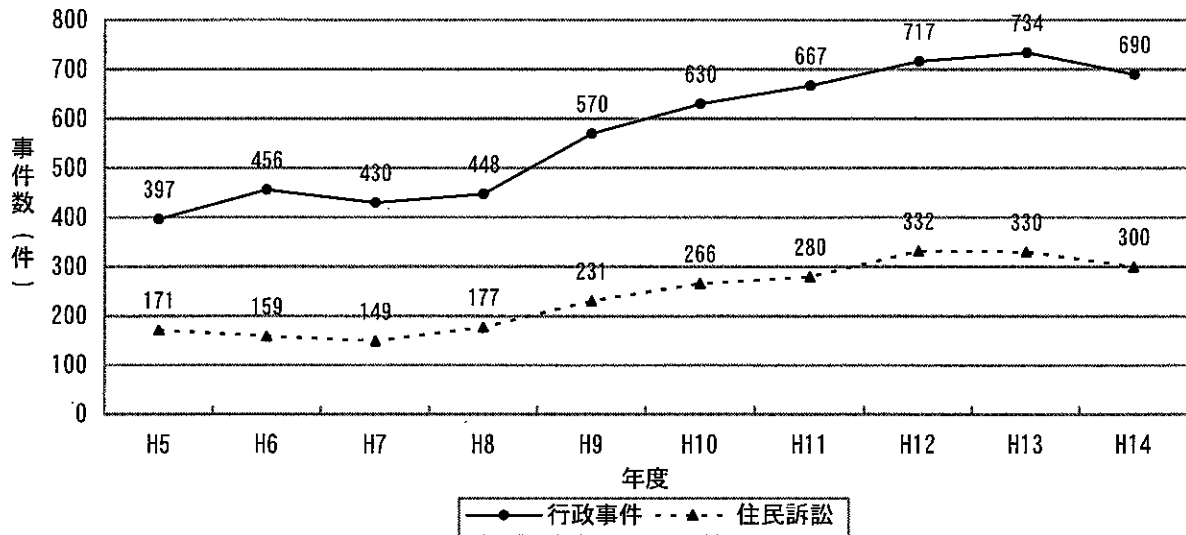
何らかの事件を抱えている都市のうち、行政・民事の両事件を抱えている割合の最も高いのは、北海道の52.4%で、次いで近畿の50.7%となっている。行政事件のみを抱えている割合が最も高いのは、北信越の24.0%、次いで北海道23.8%となっており、民事事件のみを抱えている割合の最も高いのは、北信越の60.0%、次いで四国53.3%となっている。  
(資料第5表、第6表参照)

#### (5) 住民訴訟の状況(地方自治法第242条の2第1項)

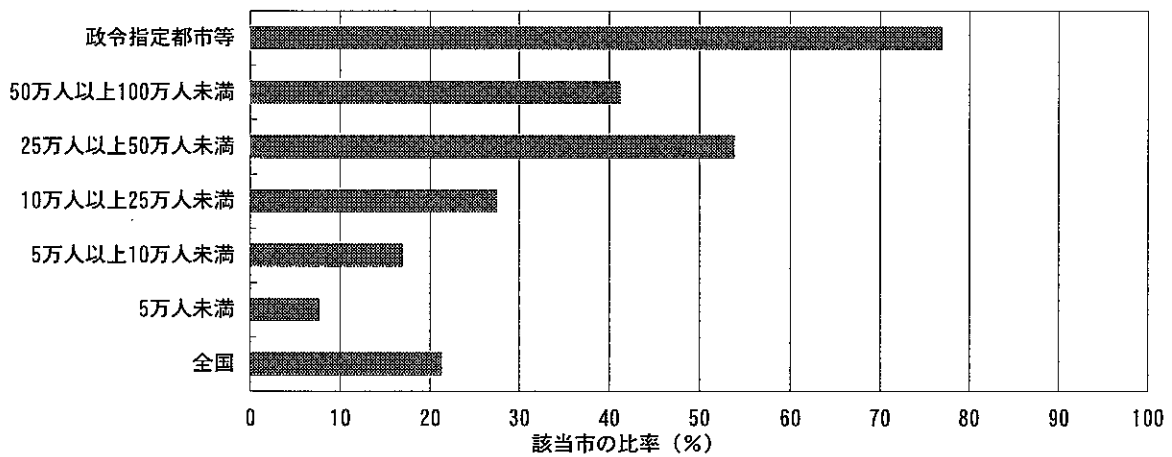
行政事件のうち、住民訴訟を抱えている都市は、149市(前年度比13市増)で、全都市の21.3%となっており、行政事件を抱えている都市(233市)では、63.9%が住民訴訟を抱えている。

住民訴訟事件数は300件(前年度比30件減)であり、行政事件全体(690件)の43.5%を占める。

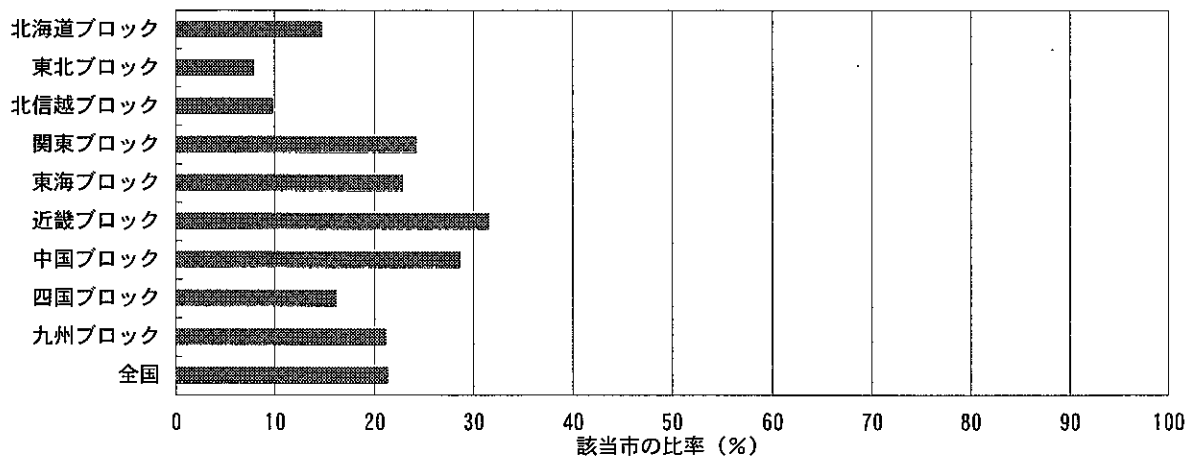
過去10年間の事件数の推移は第4図のとおりであり、住民訴訟は近年増加していたが、今年度調査では減少している。また、住民訴訟事件について、人口段階別及びブロック別の状況はそれぞれ第5図、第6図のとおりである。



第4図 過去10年間の行政事件・住民訴訟の事件数の推移 (平成12年以降は東京23特別区を含む)



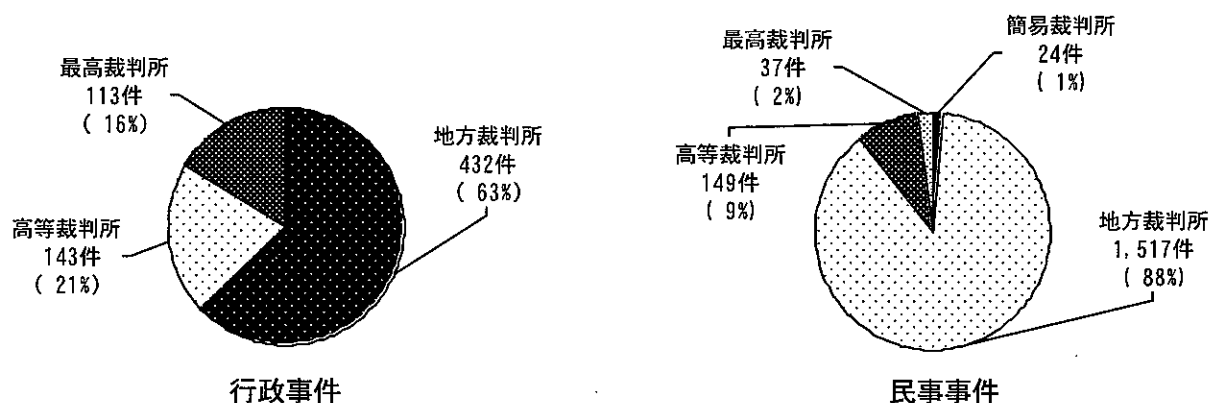
第5図 人口段階別の全都市に対する係争中の都市の状況



第6図 ブロック別の全都市に対する係争中の都市の状況

## (6) 係属裁判所の状況

各事件別の係属裁判所の状況は、第7図のとおりである。



第7図 各市の抱える訴訟の係属裁判所の状況

前年度と比較すると、行政事件の地方裁判所の58件減、民事事件の地方裁判所の175件増が目立つところであり、その他は0～20件程度の増減となっている。

(資料第7表、第8表参照)

## 第2章 新たに提起された訴訟事件

### 1. 新たに提起された都市数及び事件数

平成14年度中に新たな訴訟事件を抱えた都市は、全国698市のうち289市で、該当1市当たりの事件数は9.0件となっている。新たに提起された事件数の内訳については、表3のとおりである。

表3 平成14年度の各都市の新たに提起された訴訟事件数

	全事件数	該当1市平均	全国698市平均
行政事件	342件( 2)	2.3( 0)	0.5( 0)
住民訴訟(内数)	120件(▲7)	1.5(▲0.1)	0.2( 0)
民事事件	2,245件(▲364)	9.7(▲1.1)	3.2(▲0.6)
合計	2,587件(▲362)	9.0(▲0.8)	3.7(▲0.5)

※ ( ) は対前年度増減を示す

### (1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、前年度同様人口段階が上位の都市ほど高く、政令指定都市から人口25万人以上50万人未満までの都市においては、8割以上の都市が事件を抱えている。

また、新たに提起された事件数については表4のとおりであり、該当1市あたりの事件数、人口100万人あたりの事件数ともに、政令指定都市が圧倒的に多くなっている。

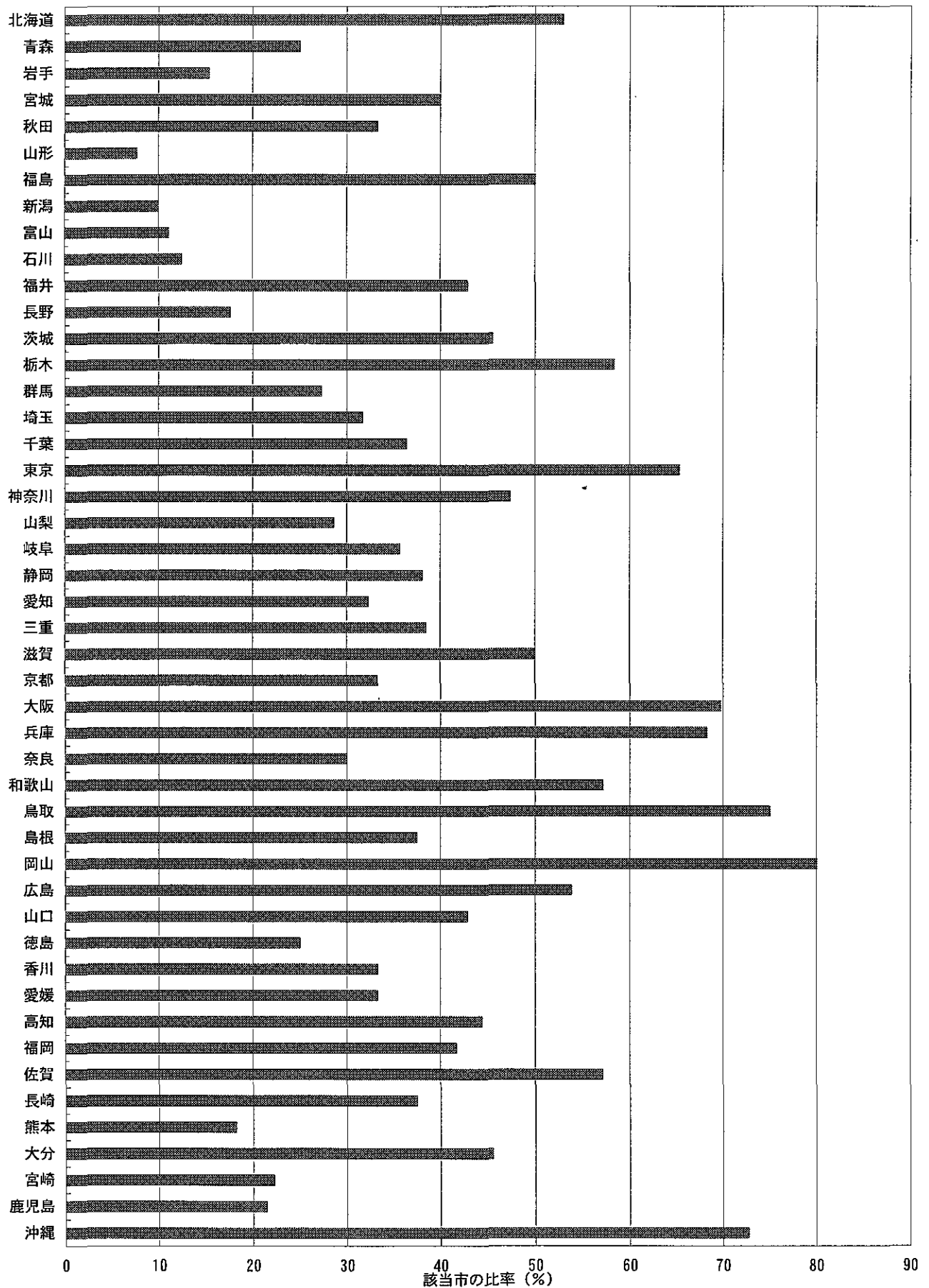
(資料第9表参照)

表4 人口段階別事件数

人口段階	事件数	該当1市あたり	人口100万あたり
政令指定都市	1,213件	101.1件	58.6件
50万人以上100万人未満	173件	12.4件	16.8件
25万人以上50万人未満	484件	9.3件	21.1件
10万人以上25万人未満	447件	5.3件	19.2件
5万人以上10万人未満	170件	2.0件	10.9件
5万人未満	100件	2.4件	13.0件
全国	2,587件	9.0件	25.7件

## (2) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率をブロック別にみると、近畿の57.6%が最も高く、次いで中国の55.1%となっている。一方比率が低いのは、北信越の16.4%であり、全国平均は41.4%であった。これを都道府県別にまとめると第8図のとおりである。



第8図 新たな訴訟事件を抱えた都市の比率（都道府県別）



次に、ブロック別の事件数をみると、前年度と同様に近畿が最も多く、1,011件と全国の39.1%を占めており、これに次いで九州499件(19.3%)、関東343件(13.3%)となっている。新たに市が抱えた訴訟事件が多い都道府県と少ない都道府県の状況は、表5のとおりである。兵庫県、大阪府、福岡県が上位を占めており、この3府県で全国の50.0%を占めている。

表5 新たに市が抱えた訴訟事件数(都道府県別)

多い都道府県		少ない都道府県	
兵庫県	485件	富山県	1件
大阪府	467件	青森県	2件
福岡県	342件	新潟県	2件

訴訟提起件数の対前年度件数をブロック別にみると、九州(224件増)において、特に増加している。事件数増加の大きい都道府県と減少の大きい都道府県の状況は、表6のとおりである。

表6 新たに市が抱えた訴訟事件数の平成12年度との比較(都道府県別)

増えた都道府県		減少した都道府県	
福岡県	261件増	広島県	216件減
三重県	38件増	大阪府	201件減
兵庫県	35件増	京都府	123件減

また、新たな訴訟事件を抱えた都市の該当市1市当たりの事件数をブロック別にみると、近畿(19.1件)、九州(13.5件)、東海(10.2件)が多く、他のブロックはすべて全国平均(9.0件)以下である。これを前年度と比較すると、中国(8.1件減)が減少、九州(6.1件増)が増加しているが、その他のブロックでは前年並みである。この事件数の多い都道府県と少ない都道府県の状況は、表7のとおりである。

表7 新たに市が抱えた訴訟の該当1市あたりの事件数(都道府県別)

多い都道府県		少ない都道府県	
福岡県	34.2件	青森県	1.0件
兵庫県	32.3件	新潟県	1.0件
大阪府・鹿児島県	20.3件	富山県	1.0件

(資料第10表、第11表参照)

## 2. 新たに提起された事件の事件類型別概要

### (1) 行政事件の事件類型別概要

新たに提起された行政事件の事件総数は 342 件である。事件類型別にみると建設行政関係が 58 件と最も多く、次いで租税関係 51 件となっている。

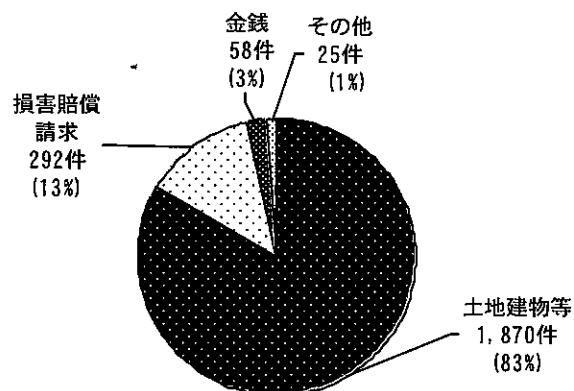
ブロック別にみると、関東が 132 件で最も多く、次いで近畿の 79 件となり、この 2 ブロックで、新たに提起された行政事件全体の 61.7% を占めており、最も少ないブロックは、四国の 4 件となっている。

また、住民訴訟事件は、事件総数が 120 件で、これを事件類型別にみると、建設行政関係が 29 件と最も多く、次いで厚生福祉行政関係が 9 件となっている。これをブロック別にみると、行政事件全体と同様で関東の 43 件が最も多く、次いで近畿の 19 件となっている。  
(資料第 13 表参照)

## (2) 民事事件の事件類型別概要

新たに提起された民事事件の事件総数は 2,245 件である。これを類型別に分類すると、第 9 図のとおりである。

土地・建物等に関する事件では、市営住宅明渡等請求事件が 1,527 件と圧倒的に多く、土地・建物等に関する事件の 81.7% を占め、新たに提起された民事事件全体でも 68.0% を占めている。次いで、土地・建物等の明渡請求事件 271 件、境界及び所有権確認等請求事件 32 件、登記手続等請求事件 23 件と続き、これらの 4 請求事件で土地・建物等に関する事件の 99.1% を占めている。



第 9 図 民事事件の事件類型別事件数

損害賠償請求事件では、医療に関する事件が 62 件と最も多く、次いで学校・教育に関する事件が 37 件、施設等の管理瑕疵に関する事件が 23 件となっている。

金銭に関する事件では、税・料金等請求事件の 18 件が最も多く、次いで代金等請求事件と補償金・損害金等請求事件が 8 件となっている。

次に、新たに提起された民事事件数をブロック別にみると、近畿が 932 件と圧倒的に多く、新たに提起された民事事件全体の 41.5% を占め、そのうち市営住宅明渡等請求事件が 739 件と近畿全体の 79.3% を占めている。九州が 479 件でそれに次ぐが、ここでは市営住宅明渡等請求事件が 379 件と全体の 79.1% を占めている。

一方、新たに提起された民事事件が少ないブロックは四国の 27 件、次いで北信越の 28 件となっている。  
(資料第 15 表参照)

## 第 3 章 平成 14 年度中に判決等があった訴訟事件

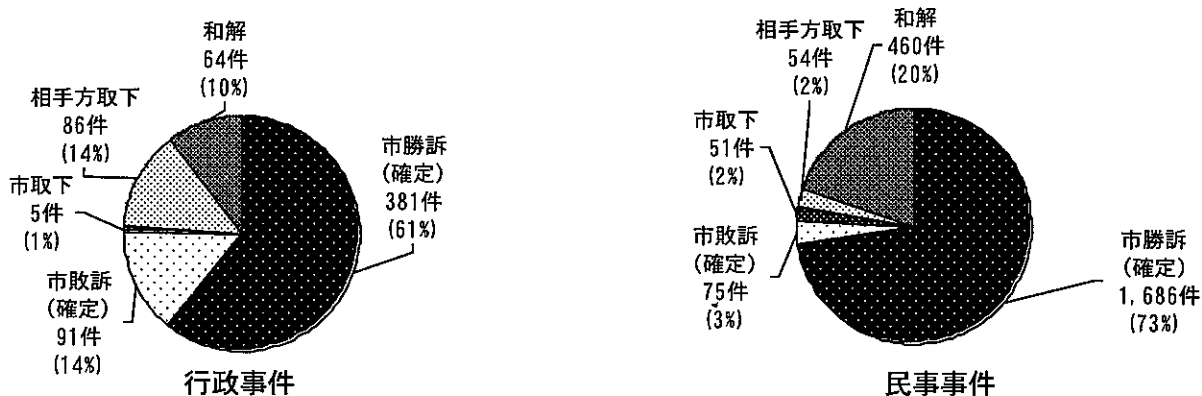
### 1. 判決等の状況

平成 14 年度中に判決、和解、取下があった事件数は、行政事件 627 件（前年度比

191件増)、民事事件2,326件(前年度比327件増)となっている。

そのうち、平成14年度中に新たに提起された事件(行政事件342件、民事事件2,245件)で、同年度中に判決等があった事件(行政事件129件、民事事件1,263件)の割合は行政事件37.7%、民事事件56.3%であった。特に、平成14年度中に新たに提起された土地・建物等に関する事件1,870件についてみると、1,177件(62.9%)で同年中に判決等があり、これを除いた民事事件の判決等の割合(22.9%)と比較すると高率となっている。

次に、判決等の内容をみると、第10図のとおりである。

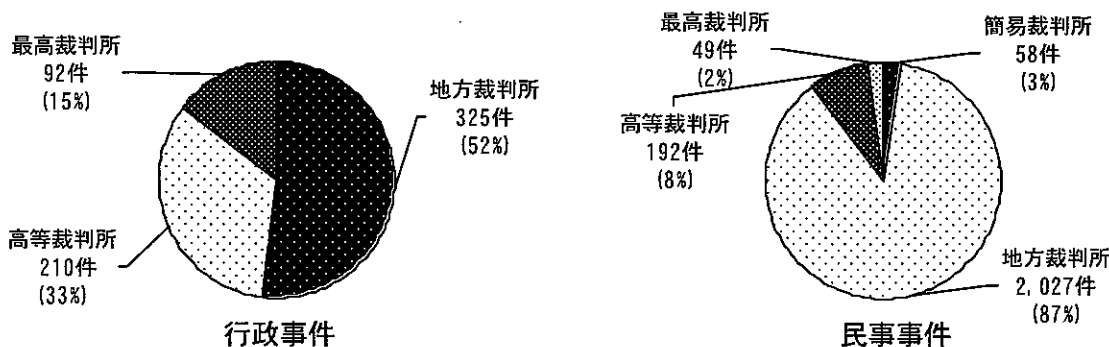


第10図 判決等の内容

行政事件では総判決等件数627件のうち、市勝訴等件数(市勝訴または市勝訴確定の件数。以下、同様。)は、381件であり、市勝訴率(全判決等(取下、和解を含む。)件数に占める勝訴等の割合。以下、同様。)は60.8%となっており、前年度より12.6%減少している。また、市敗訴及び市敗訴確定の件数(以下、市敗訴等件数という。)の割合(以下、市敗訴率という。)は14.5%となっており、前年度より0.3%増加している。なお、相手方が取り下げた事件が13.7%あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、74.5%(前年度比8.5%減)が市の主張に沿った結果になったといえよう。

一方、民事事件では総件数2,326件に対し、市勝訴率は72.5%(前年度比10.5%増)となっており、また、市敗訴率は3.2%(同0.1%増)となっている。なお、民事事件については、その性格から和解が460件で全判決の19.8%を占めている。

次に、判決等があった件数を裁判所別にみると、第11図のとおりである。



第11図 裁判所別の判決等の件数

(第16表、第17表参照)

## 2. 事件類型別にみる判決等の状況

### (1) 行政事件

行政事件の中の市勝訴等件数は 381 件で、そのうち租税関係が 90 件と最も多く、次いで、建設行政関係 79 件となっている。また、それぞれの事件類型別の市勝訴率は、表 8 のとおりである。

表 8 行政事件の事件類型別の市勝訴率

建設行政関係	74.5%	(▲ 5.3%)
租税関係	84.1%	( 1.7%)
職員関係	76.5%	( 11.8%)
環境衛生行政関係	39.3%	(▲23.9%)
厚生福祉行政関係	65.8%	(▲15.7%)
教育行政関係	80.8%	(▲ 8.4%)
商工・農業行政関係	62.5%	(▲21.5%)

※ ( ) は対前年度増減を示す

なお、市敗訴等件数は 91 件で、行政事件全体の判決等の件数 627 件に対する割合は、14.5%となっており、主なものは環境衛生行政関係の 9 件となっている。

また、判決等があった裁判所についてみると、最高裁判所で決着がついた事件が最も多いのは租税関係の 28 件であり、それぞれの事件類型別で最高裁判所で決着がついた事件数の割合が高いのも、租税関係で 26.2%となっている。

住民訴訟については、平成 14 年度中に 207 件の判決等があったが、市勝訴等事件は 148 件で、市勝訴率は 71.5% (前年度比 7.6%減) であり、行政事件全体の市勝訴率 (60.8%) を 10.7%上回っている。また、市敗訴等事件は 22 件となっており、市敗訴率は 10.6% (前年度比 0.2%減) となっている。なお、相手方が取り下げた事件が 30 件 (14.5%) あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、86.0%が市の主張に沿った結果となったといえよう。(資料第 21 表参照)

### (2) 民事事件

#### ① 損害賠償請求事件

平成 14 年度中における判決等の件数は 436 件 (前年度比 133 件増) であり、また、平成 14 年度中に新たに提起された事件 292 件に対して同年度中に判決等があった事件 47 件の割合は、16.1% (前年度比 1.7%増) となっている。判決等の内容についてみると、市勝訴等件数は 218 件で、市勝訴率は 50.0% (前年度比 6.1%減) である。

また、市敗訴等事件数は 53 件で、市敗訴率は 12.2% (前年度比 3.6%減) となっている。

それぞれの事件類型別での市勝訴等件数が多いのは、医療に関する事件 34 件、学校・教育に関する事件 29 件、施設等の管理瑕疵に関する事件 21 件であり、市勝訴率が高いのは、土地等の売買に関する事件 84.6%、建設等工事に関する事件 76.2%とな

っている。また、市敗訴等件数が多いのは、医療に関する事件が13件、確認・公証・受理に関する事件8件であり、市敗訴率が高いのは、交通事故に関する事件25.0%、医療に関する事件17.1%である。

なお、取下については、相手方の取下が26件あり、施設等の管理瑕疵に関する事件7件が最も多い。

また、和解は139件(31.9%)であり、件数が多いのは確認・公証・受理に関する事件57件、医療に関する事件29件、和解率が高いのは、確認・公証・受理に関する事件82.6%となっている。

判決等があった裁判所の状況をみると、地方裁判所が250件(前年度比37件増)で最も多く、全体の57.3%を占めており、次いで高等裁判所136件(同83件増)、最高裁判所37件(同13件増)、簡易裁判所13件(同増減なし)の順となっている。

(資料第18表、第22表参照)

## ②土地・建物等に関する事件

平成14年度中における判決等の件数は1,787件(前年度比176件増)で、民事事件全体に対する割合は76.8%となっている。

近年の顕著な傾向でもあるが、平成14年度も市営住宅明渡等請求事件が1,404件と、土地・建物等に関する事件の中で78.6%と高い割合を占めている。

平成14年度中に新たに提起された事件(2,245件)に対して同年度中に判決等があった事件(1,177件)の割合は52.4%であり、前年度より8.7%増加している。なお、新たに提起された市営住宅明渡等請求事件(1,527件)のうち同年度中に判決等があった事件(1,017件)の割合は66.6%である。

また、判決等の内容についてみると、市勝訴等件数、市勝訴率はそれぞれ1,397件(前年度比378件増)、78.2%(同14.9%減)となっている。これから市営住宅明渡等請求事件を除くと、それぞれ233件(同276件減)、13.0%(同44.4%減)となる。なお、市敗訴等件数、市敗訴率はそれぞれ14件(同4件増)、0.8%(同0.2%増)である。

市勝訴等件数は市営住宅明渡等請求事件の1,164件、土地・建物等の明渡請求事件176件が際立って多い。市勝訴率をみると、対象事件が5件の工事及び売買等の差止め事件(勝訴率100%)を除くと、市営住宅明渡等請求事件82.9%が最も高く、次いで境界及び所有権確認等請求事件64.3%となっている。

一方、市敗訴等件数は、原状回復及び妨害排除等請求事件が4件であり、敗訴率は57.1%となっている。

また、取下については、市の取下50件(前年度比7件減)、相手方の取下17件(同7件減)となっており、和解は309件(同192件減)となっている。事件種別にみると市の取下は、市営住宅明渡等請求事件が49件であり、相手方の取下は、登記手続等請求事件の6件、境界及び所有権確認請求事件の5件が主なものである。

和解についても市営住宅明渡等請求事件が187件、土地・建物等の明渡請求事件が100件であり、あわせて92.9%を占めている。

次に、判決等があった裁判所についてみると、地方裁判所が1,723件で最も多く、全体の96.4%を占めており、次いで簡易裁判所29件、高等裁判所28件、最高裁判所7件となっている。

最高裁判所で決着がついた7件の内訳は、境界及び所有権確認等請求事件が4件、土地・建物等の明渡請求事件が2件、登記手続等請求事件が1件となっている。

(資料第19表、第23表参照)

### ③金銭に関する事件

平成14年度中における判決等の件数は61件であり、また、平成14年度中に新たに提起された事件58件に対する同年度中に判決等があった事件27件の割合は46.6%で、前年度(48.8%)より2.2%減少している。

判決等の内容をみると、市勝訴等事件は41件で、市勝訴率は67.2%(前年度比12.5%増)である一方、市敗訴等件数は5件であり、敗訴率は8.2%(同5.1%増)である。

なお、取下については、市の取下は1件、相手方の取下は3件となっており、和解については11件(同8件減)で、和解率は18.0%となっている。

また、和解の最も多いのは、税・料金等請求事件の9件となっている。

判決等があった裁判所については、地方裁判所が34件で最も多く、全体の55.7%を占めており、次いで簡易裁判所が14件、高等裁判所が11件、最高裁判所が2件となっている。

(資料第20表、第24表参照)

## 3. 訴訟係属期間の状況

訴訟が提起されて、判決が確定(取下、和解を含む。)するまでの期間について、各裁判所で確定した事件の平均係属期間は、表9のとおりである。各裁判所の係属期間で、最も長かったのは住民訴訟の高等裁判所の15.1ヶ月となっており、これは、民事事件の地方裁判所の3.5ヶ月の4.3倍となっている。

(資料第25表、第26表参照)

表9 各裁判所で確定した事件の平均係属期間

	行政事件	住民訴訟	民事事件
簡易裁判所	—	—	2.9ヶ月(▲0.3)
地方裁判所	9.4ヶ月(▲12.7)	12.1ヶ月(▲12.4)	3.5ヶ月(▲3.3)
高等裁判所	9.8ヶ月(▲20.7)	15.1ヶ月(▲13.5)	12.6ヶ月(▲31.3)
最高裁判所	12.6ヶ月(▲15.8)	13.6ヶ月(▲27.9)	12.8ヶ月(▲30.6)
全体	10.0ヶ月(▲15.0)	13.2ヶ月(▲13.8)	4.4ヶ月(▲4.2)

※( )は前年度増減を示す

## 第4章 地方自治法第242条の2第1項第4号住民訴訟の状況

### 1. 係争中の都市数及び事件数

#### (1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の住民訴訟（以下「4号住民訴訟」という。）について、平成 15 年 3 月 31 日現在で係争中の都市数は 117 市（前年度比 2 市増）であり、事件数は 221 件（前年度比 35 件減）となっている。

各人口段階の都市数に占める係争中の都市数の比率は、人口規模の大きな都市で高く、政令指定都市 69.2%、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市 29.4%、人口 25 万人以上 50 万人未満の都市 47.7%となっている一方で、人口 5 万人未満の都市では 6.7%となっている。

該当市 1 市平均事件数は、全国平均で 1.9 件（前年度比 0.3 件減）となっているが、この平均を上回るのは政令指定都市の 3.2 件、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市の 2.6 件、人口 25 万人以上 50 万人未満の都市の 2.0 件、人口 5 万人未満の都市の 2.3 件、それ以外は平均以下となっている。（資料第 27 表参照）

### (2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市数の比率は、全国で 16.8%となっており、最も高いブロックは、近畿の 27.2%であり、次いで中国の 20.4%、関東の 19.1%となっている。

また、該当市 1 市平均事件数は、近畿が 2.9 件で最も多く、次いで東北の 2.3 件となっている。

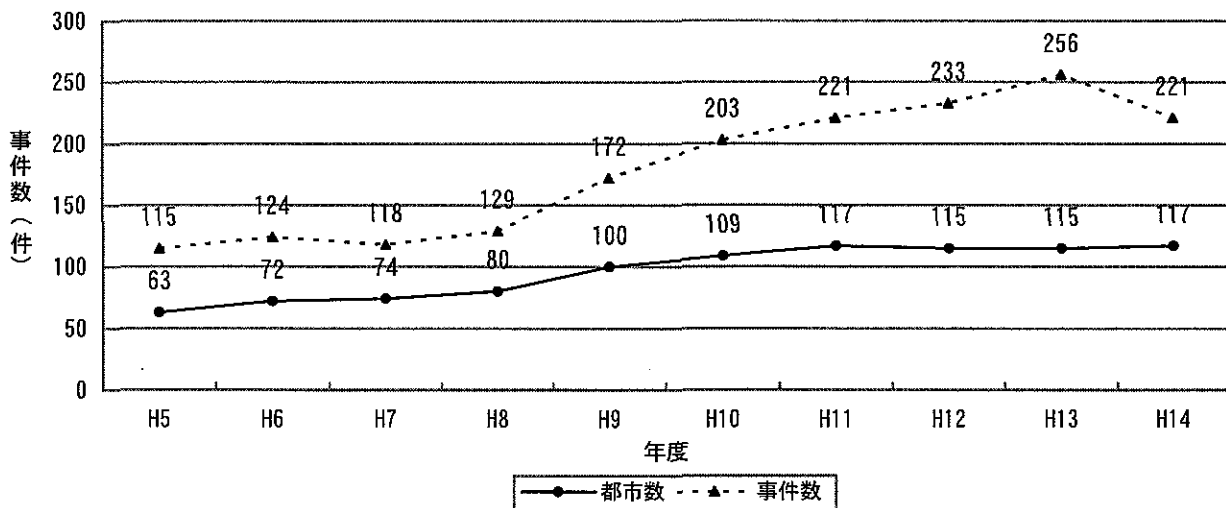
人口 100 万人当たりの事件数では、全国平均 2.2 件に対して、近畿の 4.0 件が最も多く、次いで四国 2.6 件となっている。（資料第 28 表参照）

### (3) 過去 10 年間の推移

過去 10 年間の 4 号住民訴訟の事件数及び都市数の推移は、第 12 図のとおりである。

係争事件全体の傾向は、第 1 図で示したように、平成 14 年度、行政事件は減少に転じており、第 4 図で示したように、住民訴訟事件でも減少している。また、4 号住民訴訟事件においても同様に減少している。

また、住民訴訟は 1 号から 4 号までであるが、平成 14 年度の住民訴訟事件（300 件）の 73.7%が 4 号住民訴訟となっている。



第 12 図 過去 10 年間の 4 号住民訴訟係属都市・事件数の推移（H12 以降は東京 23 特別区を含む）

## 2. 新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市数及び事件数

新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市は、58市で都市の比率は、全都市の8.3%となっており、前年度(7.9%)より0.4%増加している。

事件数は、70件で該当市1市平均事件数では、全国平均が1.2件となっており、前年度より0.4件減少している。また、人口100万人当たりの事件数では、0.7件となっており、前年度より0.2件減少している。(資料第29表、第30表参照)

### (1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

人口段階別に都市数及び事件数をみると、まず、新たに4号住民訴訟の事件を抱えた都市の比率は、政令指定都市の30.8%が最も高く、次いで人口25万人以上50万人未満の都市の23.1%となっている。

また、人口100万人当たりの事件数をみると、人口25万人以上50万人未満の都市と人口5万人以上10万人未満の都市の1.0件が最も多くなっている。

### (2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

各ブロック別に都市数及び事件数をみると、該当市の比率が最も高いブロックは、近畿の14.1%で、次いで四国の9.7%となっている。該当市1市平均事件数では、東北の1.5件が最も多く、次いで近畿と四国の1.3件となっており、この3ブロックが全国平均(1.2件)を上回っている。

人口100万人当たりの事件数は、四国の1.5件が最も多く、次が東北と近畿の0.9件であり、その他のブロックではいずれも平均以下である。

### (3) 事件類型別の事件数の状況

新たに提起された住民訴訟120件のうち70件が4号住民訴訟であり、住民訴訟の58.3%を占めている。

その主な内訳は、建設行政関係14件、環境衛生行政関係7件となっている。

(資料第31表、第32表)

## 3. 平成14年度における判決等の状況

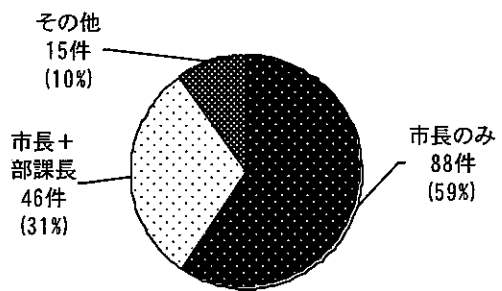
平成14年度中に新たに提起された事件(70件)に対する同年度中に判決等があった事件は13件、18.6%となっている。

平成14年度中に判決等のあった事件149件に対し、市勝訴等の件数及び市勝訴率は111件、74.5%となっており、行政事件全体の勝訴率(60.8%)よりも13.7%高くなっている。これを事件別にみると、租税関係(6件)で100%、教育行政関係(7件)で87.5%、建設行政関係(23件)で85.2%となっている。

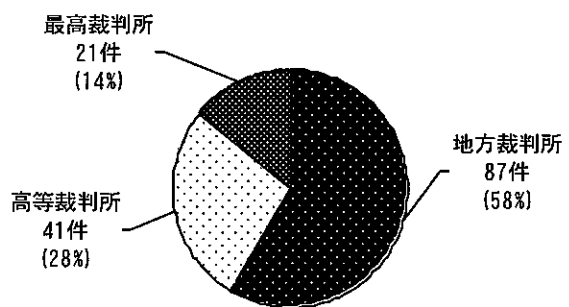
なお、相手方が取り下げた事件が16件、10.7%あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、85.2%が市の主張に沿った結果となっている。これは、前年度(91.9%)よりも6.7%低くなっている。

次に、裁判所別の判決等があった件数、訴訟当事者別にみると、第13図、第14図のとおりである。訴訟当事者別では、市長のみが訴訟当事者となっている事件が59.0%を占める。





第13図 訴訟の当事者の状況



第14図 判決のあった裁判所の状況

(資料第33表、第34表参照)